

『不法投棄』、『ポイ捨て』、
しない・させない・許さない

不法投棄やポイ捨てしている物の中には、まだ使える物や資源として利用できる物がたくさんあります。どうしても使えない物だけをごみとして適正に処分しましょう。

平成17年4月に『不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例』が、施行されて2年が過ぎました。

家庭系のごみが多量に捨てられる不法投棄は、平成18年度に減少しましたが、山間部や河川敷、海岸線、橋の下への不法投棄が後を絶ちません。

市内の道路でのポイ捨ては、びんや缶、ペットボトル、たばこの吸い殻、弁当殻など条例施行後も増えています。

また、ペットのふんの処理については、散歩中に処理用具を携行している方が見られるようになり、ふん



▲ペットのふんの除去作業

『ペットのふんの放置』は

の放置が少なくなっている傾向にあります。

市は5月13日から6月30日を『清潔で美しい登別』にするための強調期間と定め、次の実践活動を行います。

強調期間で取り組む内容

- ・市や室蘭警察署、関係機関などによる、夜間・早朝の監視パトロールの実施
- ・市公用車や清掃委託車への不法投棄防止ステッカーの装着
- ・市内大型店での街頭啓発
- ・市内主要河川での『ポイ捨て、犬のふんの放置防止のぼり』の設置
- ・ペットを散歩している飼い主へのふんの放置防止啓発活動

登別市の恵まれた自然と住み良い生活環境を守るため、皆さんのご協力をお願いします。



▲市内大型店でのごみのポイ捨て、ペットのふんの放置防止街頭啓発

市内での不法投棄状況

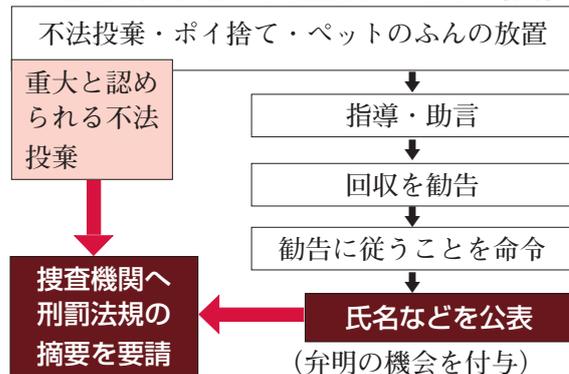
| 年 度 | 巡回による発見 | 市民の通報 | 合 計 |
|--------|---------|-------|-----|
| 平成16年度 | 26件 | 22件 | 48件 |
| 平成17年度 | 24件 | 22件 | 46件 |
| 平成18年度 | 23件 | 15件 | 38件 |

市内の不法投棄の主な場所

| 平成16年度 | | 平成17年度 | | 平成18年度 | |
|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| 来馬町 | 10件 | 富岸町 | 10件 | 鉾山町 | 7件 |
| 富岸町 | 8件 | 鉾山町 | 6件 | 川上町 | 6件 |
| 鉾山町 | 6件 | 札内町 | 5件 | 札内町 | 4件 |
| 札内町 | 4件 | 川上町 | 4件 | 富岸町 | 3件 |
| その他 | 20件 | その他 | 21件 | その他 | 18件 |
| 合 計 | 48件 | 合 計 | 46件 | 合 計 | 38件 |

この特集に関するお問い合わせは
環境対策グループ
(クリンクルセンター内 ☎ 2958)

不法投棄などの発生後の対応 (例)



◎刑罰法規は次のとおりです。

- 軽犯罪法第1条第27号
公共の利益に反してみだりにごみなどを棄てた者
・ 拘留または料料
- 道路交通法第76条第4項第5号
道路において進行中の車輛等から物件を投げる
こと
・ 5万円以下の罰金
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条
何人もみだりにごみを捨ててはならない
・ 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金
・ 法人に対しては1億円の加重罰など